

熊野田小学校 いじめ防止基本方針

豊中市立熊野田小学校
令和8年(2026年)4月3日改定

I. いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

近年、SNSなど新たなコミュニケーションツールの急速な普及が人間関係構築の方法を多様化させ、そのため、いじめの認知や事案対処が難しくなるなど、ネット上のいじめが社会問題になっている。このように、子どもたちを取り巻く情勢が日々変化し様々な課題が山積する中で、より複雑化・多様化・深刻化したいじめの問題が起きている。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、生命の尊重・人間尊重に根ざした人権尊重の精神を基盤とし、すべての教育活動をとおして、その意識の発揚と実践的態度の育成に努めることを学校経営の重点として、子どもたちの人権を守ることを軸とした学校づくりに日々努めている。なかでも、いじめは「学校の内外を問わず、多数が少数に対して、一方的に、精神的・肉体的苦痛を伴う身体的・心理的な攻撃を継続的に加える重大な人権侵害事象である」という認識のもと、ここに熊野田小学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、「『いじめ』とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義するとされている。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられることなどを意味する。

【留意点】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場にたって、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じ

ているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないように努めなければならない。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等でSNS等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができる場合等においては、「いじめ」という言葉の使用を慎重に判断し、「嫌がっている」「しんどい思いをしている」などの言葉を工夫して使用し指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。

ただし、いじめ防止対策推進法で定めるいじめであるため、第22条に基づく学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「教育相談委員会」への情報共有は必要である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応をとることが必要である。

3. 本校の対策組織

① 名称 「ケース会議」 ※ 初期対応は構成員を絞った「コア会議」が担う。

② 構成員

校長、教頭、生活指導担当、支援教育コーディネーター、生活指導主担（首席）、指導教諭、養護教諭、学年代表、通級指導担当者、該当学年、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)、その他関係者

③ 役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (イ) いじめの未然防止 いじめの早期発見
- (ウ) いじめへの対処
- (エ) 教職員の資質向上のための校内研修
- (オ) 各取組の有効性の検証
- (カ) 学校いじめ防止基本方針の見直し

④ 取組状況の把握と検証(PDCA)

学校だよりや学級懇談会などで、学校の相談体制や相談の窓口を広く周知する。また、相談体制については、適切に機能しているか生活指導部会で定期的に点検を行う。

毎週、SSWやSCが来校する日に「コア会議」を行い、いじめの未然防止や早期発見について事案の情報を共有し、対応を協議する。その結果、重大事案と認定した場合には「ケース会議」に移行し、関係機

関とも連携する。引き続き、「ケース会議」において、いじめへの対処の取組みが成果をあげているかどうかを検証し、いじめ防止のための対策が上手くいかなかった場合には、学校のいじめ防止基本方針の見直しなどを行う。

II. いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや違いを認め合える、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【学校教育目標】

＜めざす学校像＞

『明るく楽しい学校』

*児童にとって『通いたい』学校

*教職員にとって『働きたい』学校

*保護者/地域にとって『応援したい』学校

＜求める子ども像＞

— たくましく 最後まで やりぬく子ども —

- (1) わたしが好き … 『あきらめない力、自分を信じる力、何事にも挑戦する力等』
情意面に関する力
- (2) 友だちが好き … 『他人を思いやる力、自分も友だちも大切にする力等』
他者とかかわる力
- (3) 力いっぱい自分で … 『自分で考える力、自分で考え行動する力、自分の意見を表現する力等』
思考判断表現に関する力

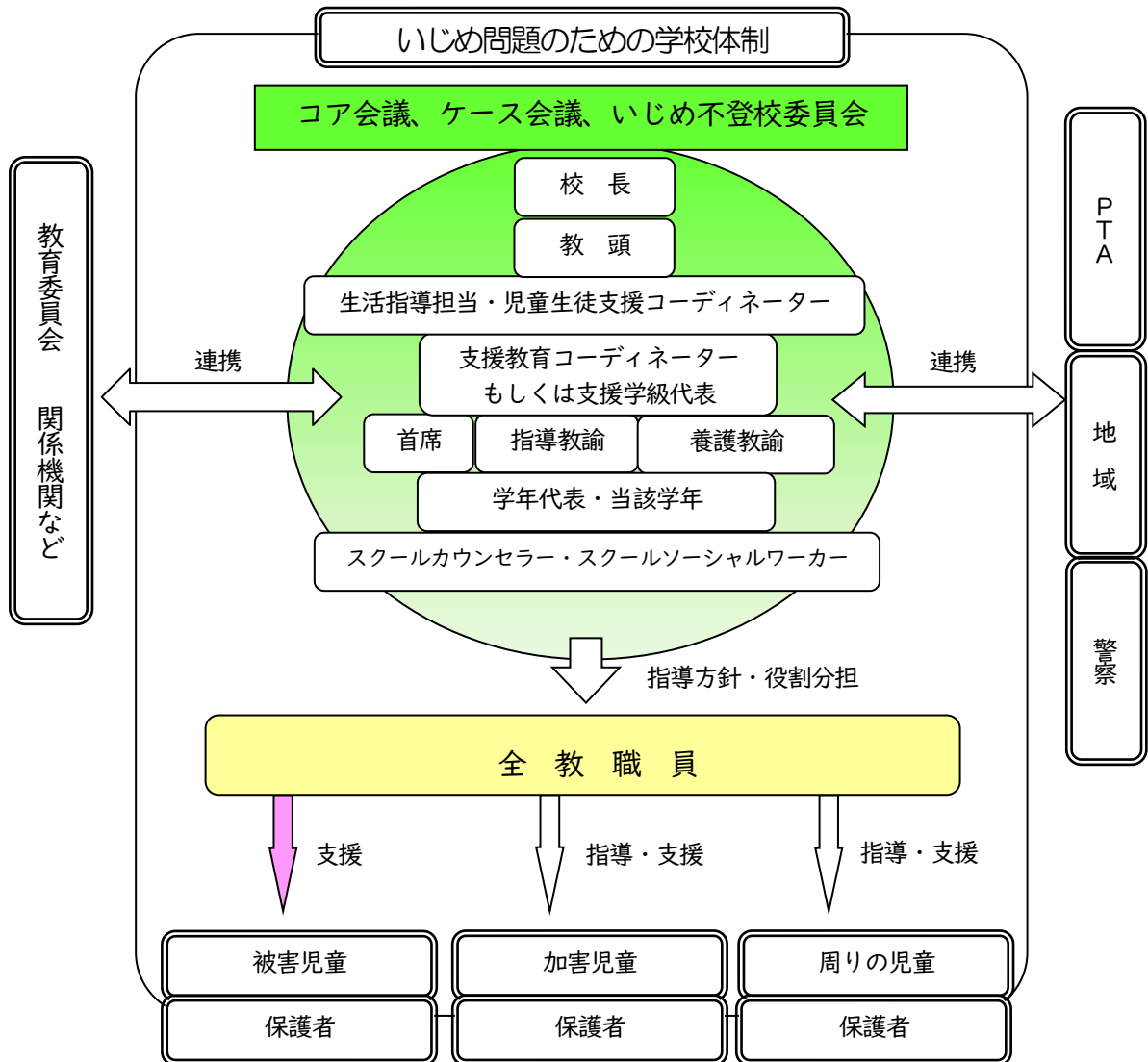
＜人権教育目標＞

自尊感情を高める中で、互いの人権を尊重し合う、実践力を持った子どもを育てる

— 自分を大切に思い、大切にされていることを感じられる集団をつくる —

常に一人ひとりが大切にされる人間関係づくりがなされるように、全教職員が心を砕き、児童に寄り添うことや、教職員自身が児童のSOSに気づくことができる感性を磨くことで、いじめの未然防止に努める。また、そのための体制を構築する。

いじめ問題のための学校体制



2. いじめ未然防止のための措置

- ① 「いじめ予防マニュアル」を作成し、全教職員がその内容を理解し、実行する。
- ② いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、教育を受ける権利をも著しく奪う、まさに重大な人権侵害であること、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、教職員各々がその役割と責任を自覚する。
- ③ 「いじめはどの子どもにも、どここの学校でも、起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実をすべての教職員が認識し、いじめの未然防止に取り組む。
- ④ 全教職員は、児童のいじめに関する情報を見聞きしたときには、どんな些細なことであっても親身に対応する。
- ⑤ 児童に対しては、全校集会や学級活動において、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

- ⑥ 学校や学級において、人権尊重の精神がみなぎる学習環境を構築し、人権感覚を育む学習活動を総合的に推進するとともに、児童のコミュニケーション能力や社会性を育むことにより、他人の気持ちを共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験交流活動などの推進し、豊かな情操を養う。
- ⑦ 全体への支援として、ユニバーサルデザイン（基礎的環境整備）の視点に基づき、すべての子どもが学びやすい環境や方法を整備・工夫したわかりやすい授業づくりに努めるとともに、誰もが安心して学校生活がおくれるよう、違いや失敗を認め合い、否定的にとらえない集団づくりに努める。
- ⑧ 集団づくりにおいて、日常の学級活動はもとより、運動会や音楽会などの学校行事、委員会活動、異学年交流などの集団活動を、すべての児童一人ひとりが活躍できる場や他者の役に立っていると感じることができるとしてとらえ、「認められている」「他者の役に立っている」という自己肯定感や自己有用感を育む場とする。
- ⑨ 運動会や音楽会、宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に指導する。
- ⑩ 人間関係等でストレスを感じることがないように、委員会活動、クラブ活動、異学年交流などで相手をいたわり思いやる気持ちを育てる。また、ストレスを感じた場合でも、遊びやスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりしてストレスに適切に対処できる力・ストレスマネジメント教育に取り組む。
- ⑪ 計画委員会などの活動をとおして、児童らが積極的にいじめの問題について学び、いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ⑫ いじめ防止について、学校の特色に応じた具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方を学ぶ。
- ⑬ 地域との連携 あいさつ運動の推進

放課後や休日に保護者が仕事で留守になる家庭の児童には、地域子ども教室への参加を呼びかけ、地域ボランティアとの心の交流を図る。また、地域行事や世代間交流などへの積極的な参加を呼びかけ、行事を通して地域への所属意識を持たせるとともに、多くの大人に守られているという安心感を持たせる。学校でのあいさつ運動を地域・保護者に広げ、あいさつで地域が一体となって児童を見守る体制をつくる。
- ⑭ 次に掲げる児童については、「特に配慮が必要な児童」として、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行き、いじめの防止に努めるものとする。
 - (1) 発達障害を含む、障害のある児童については、個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画・指導計画を活用して情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導・支援及び合理的配慮を行う。
 - (2) 海外から帰国した児童や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から学校での学びに困難を抱えることが多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員・児童・保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員間で正しい理解を図り、学校として必要な対応について周知したうえで、当該児童及び周囲の児童への指導と、当該児童への支援にあたる。
 - (4) 自然災害から被災した児童または、避難している児童等（以下「被災児童」という）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童及び周囲の児童への指導と、当該児童への支援にあたる。

- (5) 感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、感染者への差別や偏見が生じないように配慮する。
- ⑭ 未然防止の取り組みが成果をあげているかどうかについて、P D C Aサイクルに基づき、対策組織が中心となり点検を行う。

III. いじめの早期発見について

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

例えば、日記指導や児童の表現活動等において、日記の提出がなかったり、言葉数が少なくなったりの子どもの変化や言葉の裏に隠された信号を見逃さないようにする。

また、委員会活動の場や清掃担当などでの児童の様子から、気になることなど常に情報交換し、同じ視点で児童を見守りや指導を共有する。

2. いじめの早期発見のための措置

- ① いじめは他の児童の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたりしているなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。このことを全教職員で認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を見逃さず、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知する。
- ② 保護者と連携して児童を見守るため、児童のS O Sや小さな変化に気づくことができるよう、日頃から、児童・保護者との良好な関係作りに努める。
- ③ 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、S S W及びS Cを活用し、相談体制を確立する。
- ④ 教育相談等で得た児童生徒の個人情報について、内外問わず取扱いについては、本校個人情報保護に関するプライバシーポリシーに基づき、適正な取り扱いを行う。
- ⑤ 毎学期いじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の実施や、電話相談の窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥ 児童や保護者からの訴えがあった場合、教職員が問題行動を現認した場合には、早急に当該児童や関係者に対して事実確認を行ったうえで指導し、「児童聞き取りシート」にその内容をまとめて、学年、生活指導部、管理職等で情報共有をし、「コア会議」を開催する。
- ⑦ 職員朝会や子どもを知る会、子ども理解全体会等で、「コア会議」や「ケース会議」での情報を共有する。
- ⑧ 早期発見の取り組みが成果をあげているかどうかについて、P D C Aサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行う。

IV. いじめへの対処について

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童のもつ原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- ② いじめ発見、通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、他の教職員とともに情報共有するとともに、速やかに関係児童から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無を確認する。いじめ(いじめの可能性)が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。
- ③ 事実確認の結果は、速やかに関係児童の保護者に連絡するとともに、市教育委員会児童生徒課生徒指導係へ報告・相談する。
- ④ 被害・加害児童の保護者への連絡については、丁寧に行う。特にいじめられた児童の保護者へは、家庭訪問などにより迅速・丁寧に事実確認したことを伝える。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① 学校は、いじめられた児童の親しい友だちや家族と連携し、その児童に寄り添い支える体制をつくる。また、学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、複数の教職員による見守り体制をつくる。当該児童が落ち着いて教育を受けられるために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士などの専門家の協力を得るようにする。
- ② 状況によっては、いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、いじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。また、学校と保護者が連携してその後の対応を行う。
- ③ いじめた児童への指導では、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然として姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。いじめた児童が自己と向き合い、自分の行為

の重大性を認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行う。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童の健全な心の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてＳＣ等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる

- ④ ③の指導において、十分な効果があげられることが困難な場合やいじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめが起きた集団に対しての指導では、学級又は学年全体の話し合いを通して、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」である児童、おもしろがったり、はやしたてたりして見ていた「観衆」である児童も、いじめられた児童にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 「傍観者」や「観衆」である児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ③ いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- ④ 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

6. ネット上のいじめへの対応

- ① 携帯電話やスマートフォンの所持率の増加により、不適切な書き込みによる被害が拡大している。ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「コア会議」「ケース会議」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。
- ③ 不適切な書き込みをした児童へは、その行為がいじめであるばかりでなく、名誉毀損やプライバシーの侵害につながる恐れが強い重大な犯罪であることを毅然と指導する。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ④ 教職員が研究・研修を推進するとともに教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。